

子ども・子育て支援新制度について

平成26年7月30日

ひたちなか市

※現時点の国資料等を基に作成したものであり、今後修正があり得ます。

■子ども・子育て支援新制度のポイント

◆平成24年8月に子ども・子育て関連3法が成立。

幼児教育・保育・地域の子ども・子育て支援を総合的に推進。

* 子ども・子育て関連3法とは、①子ども・子育て支援法、②子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律、③子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 をいう。

◆消費税の引き上げにより確保する0.7兆円程度を含め、追加の恒久財源を確保し、すべての子ども・子育て家庭を対象に、幼児教育、保育、地域の子ども・子育て支援の質・量の拡充を図る。

◆新制度は平成27年4月の本格施行を予定。市町村が、地方版子ども・子育て会議の意見を聴きながら、子ども・子育て支援事業計画を策定し、実施。

■ 子ども・子育て関連3法の主なポイント

- ① 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び家庭的保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設

◆地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応

- ② 認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）

◆幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ

◆認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化

- ③ 地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実

- ④ 市町村が実施主体 ◆市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施

- ⑤ 社会全体による費用負担 ◆消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提

- ⑥ 政府の推進体制 ◆内閣府に子ども・子育て本部を設置

- ⑦ 子ども・子育て会議の設置 ◆市町村等の合議制機関（地方版子ども・子育て会議）の設置努力義務

- ⑧ 施行時期 ◆消費税引き上げ時期を踏まえ、早ければ平成27年度に新制度の施行を予定

■新制度の全体像

◆新制度による子ども・子育て支援サービスは、「給付」と「事業」で構成

子ども・子育て支援給付

施設型給付

- ①認定こども園
- ②幼稚園
- ③保育所

地域型保育給付

- ①家庭的保育
- ②小規模保育
- ③事業所内保育
- ④居宅訪問型保育

児童手当

地域子ども・子育て支援事業

- ①利用者支援事業
- ②延長保育事業
- ③実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ④多様な主体の参入促進事業
- ⑤放課後児童クラブ
- ⑥子育て短期支援事業
- ⑦乳児家庭全戸訪問事業
- ⑧養育支援訪問事業(要支援児童・要保護児童等の支援に資する事業)
- ⑨地域子育て支援拠点事業
- ⑩一時預かり事業
- ⑪病児・病後児保育事業
- ⑫ファミリー・サポート・センター事業
- ⑬妊婦健診

■ 制度の主な特徴①:「給付」の創設

1 施設型給付(認定こども園、幼稚園、保育所)

- ◆ 個々の児童について「保育の必要性」を認定※₁し、認定内容に応じた給付を行う。
- ◆ 保護者に対する給付を、施設が法定代理受領。
- ◆ 市町村が利用調整※₂を行った上で、利用者と施設が直接契約。(利用料は施設が徴収。)
※ただし、民間保育園は従来どおり利用者と市町村が契約。(保育料は市町村が徴収。)
- ◆ 給付の対象となる施設は、利用定員を定めた上で市町村が確認。※₃
※私立幼稚園は、給付を受けず、従来どおり私学助成・就園奨励補助を受けることも可能。
- ◆ 国が給付単価の「公定価格」を定める。
- ◆ 利用者負担は、現行水準・利用者の負担能力を勘案した応能負担。

2 地域型保育(小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育)

- ◆ 保育の必要性の認定に応じた給付等、基本的な仕組みは施設型給付と同じ。

※1 保育の必要性の認定(支給認定)について

◆保育の必要性の認定区分は次の3区分。

【1号認定】 満3歳以上／保育の必要性なし

【2号認定】 満3歳以上／保育の必要性あり

【3号認定】 満3歳未満／保育の必要性あり

◆さらに、保育の必要量に応じて、「長時間認定」と「短時間認定」に区分。

◆保育を必要とする事由(現行の「保育に欠ける」要件に相当)、長時間／短時間の区分、優先利用等について、国が定める基準に基づき、市町村が基準を定める。

※2 利用調整について

◆給付の対象となる保護者に対する「利用調整」が市町村の義務となる。

【利用調整の内容】

◆施設等に関する情報の提供

◆施設等の利用に関する相談・助言(保護者の利用希望等を勘案して実施)

◆施設等のあっせん

◆施設等に対する利用の要請

※3 確認制度について

◆市町村は、事業者からの申請に基づき、給付の対象となる施設・事業を利用定員を定めた上で「確認」

◆利用定員は、当該施設・事業の類型に従い事業計画(需要と供給)に照らし、保育の必要性の認定区分(1号／2号／3号)ごとに設定

◆確認を受ける施設・事業は、国が定める基準に基づいて市町村が条例で定める「運営基準」を満たすことが必要

◆市町村は、利用定員の設定に当たり、子ども・子育て会議の意見を聴く必要がある

◎本市の現状

◆施設型給付の対象となる幼児・保育施設

①認定こども園

現時点で、本市に「認定こども園」はありません。

②幼稚園（データは平成26年5月1日現在）

●私立幼稚園	6園	1,842人
●公立幼稚園	9園	390人
合計	15園	2,232人

※私立幼稚園は届出により、この制度による給付を受けないことができる。

③保育園・所（データは平成26年4月1日現在）

●私立保育園	17園	2,162人
●公立保育所	5園	335人
合計	22園	2,497人

【その他】本市には60人を超える児童を預かる認可外保育所がある。

●認可外保育所(60人超) 2園	509人(データは平成26年5月の聞き取り)
------------------	------------------------

◎本市の現状

◆地域型保育給付の対象となる幼児・保育施設

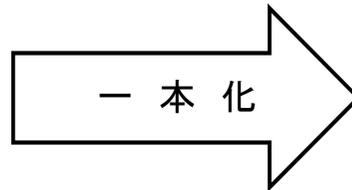
類 型		規 模	場 所	実施主体
①家庭的保育事業 本市：4託児所以上		5人以下	家庭的保育者の居宅等の様々なスペース	市町村，民間事業者等
②小規模保育事業 本市：1施設以上	A型（保育所分園に近い類型）	6～19人	多様なスペース	市町村，民間事業者等
	B型（中間的な類型）			
	C型（家庭的保育に近い類型）	6～10人		
③事業所内保育事業 本市：4事業所以上		様々 （数人～数十人）	事業所内の保育スペース等	事業者等
④居宅訪問型保育事業 本市：未確認		1対1が基本	利用する保護者等の居宅	市町村，民間事業者等

■ 制度の主な特徴②: 認定こども園制度の改善

◆「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」として、
新たな「幼保連携型認定こども園」を創設

- 満3歳以上児に対し、学校教育と就労時間に応じた保育を提供(満3歳未満児の受入れは任意)
- 行政からの財政措置が「施設型給付」に一本化

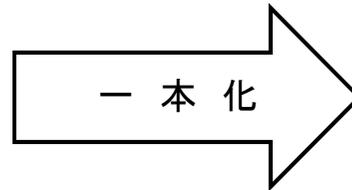
[現行制度]
・保育所部分: 運営費負担金(市町村)
・幼稚園部分: 私学助成(都道府県)
+ 就園奨励費補助(市町村)



[新制度] 施設型給付(市町村)

- 認可手続・権限が一本化

[現行制度]
・幼稚園の認可(都道府県)
・保育所の認可(都道府県、政令・中核市)
・認定こども園の認定(都道府県)



[新制度] 認定こども園の認可
(都道府県、政令・中核市)

- 設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ
- 既存の幼稚園、保育所からの移行は任意

■制度の主な特徴③:「事業」の充実 (地域子ども・子育て支援事業の拡充)

◆地域子ども・子育て支援事業(P3の①~⑬)を充実(新設、拡充、制度改革)

＜新設、拡充、制度改革の例＞

○利用者支援事業《新設》

・子どもや保護者が、新制度により提供される学校教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう支援する事業

○放課後児童クラブ《拡充・制度改革》

・対象児童を拡大(概ね10歳未満の小学生→小学校6年生)
・設備、運営(従事者、員数、施設・設備、開所日数・時間等)に関する基準を、国が定める基準に基づき、市町村が条例化(現行制度の基準はガイドラインによる)

◎本市の現状

◆地域子ども・子育て支援事業

【現在、実施している事業】

- ②延長保育事業
- ⑤放課後児童クラブ
- ⑥子育て短期支援事業
- ⑦乳児家庭全戸訪問事業
- ⑨地域子育て支援拠点事業
- ⑩一時預かり事業
- ⑪病児・病後児保育事業
- ⑫ファミリー・サポート・センター事業
- ⑬妊婦健診

【現在、一部を実施している事業】

- ⑧養育支援訪問事業(要支援児童・要保護児童等の支援に資する事業)

【未実施の事業】(今回新たに位置づけられた事業)

- ①利用者支援事業
- ③実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ④多様な主体の参入促進事業

※本市における「地域子ども・子育て支援事業」の概要と現況は、別紙「資料No.3-2」に記載

■制度の主な特徴④：事業計画の策定

◆市町村は、国の「基本指針」を踏まえ、地域の実情に応じた「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、これに基づいて給付・事業を実施する

○地理的状况等を勘案して「提供区域」を定め、その区域ごとに教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」等を定める。

○「量の見込み」は、市内の子どもについて、教育・保育等の「現在の利用状況」に「利用希望」を踏まえて設定する。

→ 保護者に対する「ニーズ調査」(平成26年2～3月実施)

対象：就学前の乳幼児の保護者(1,000人 回収状況 674件)

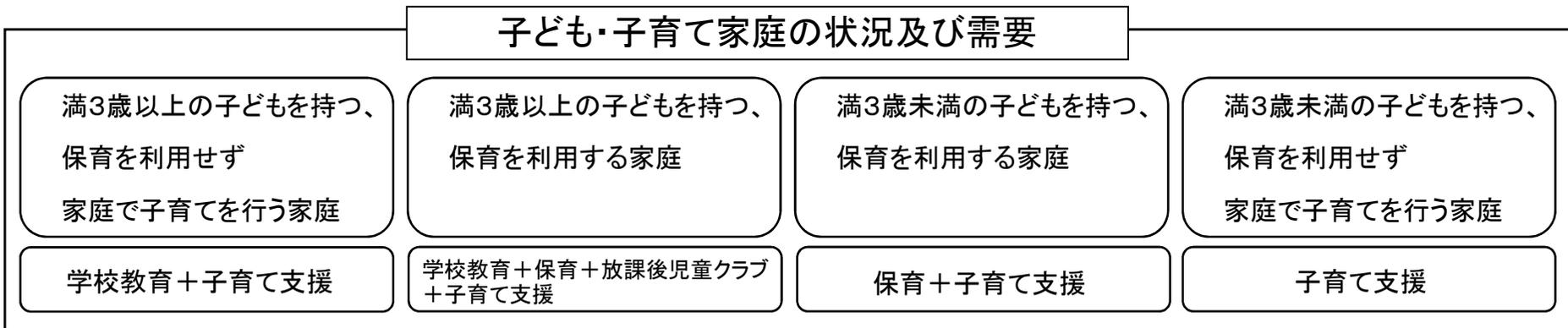
○計画期間は5年間(平成27～31年度)

○計画については、茨城県との協議 → 茨城県へ提出

○計画の策定・変更、進捗管理(PDCAサイクルのチェック)について、「本審議会」で審議

◎支援事業計画のイメージ 1

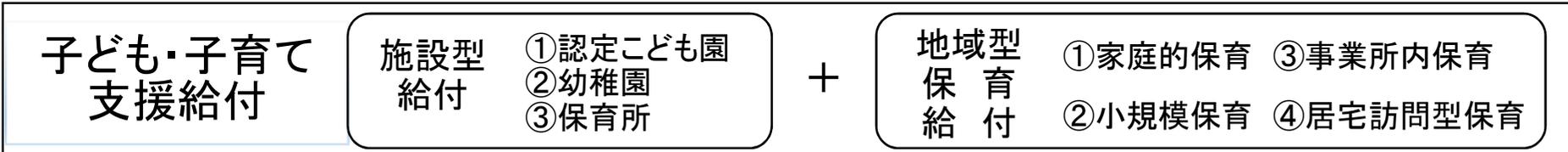
○「子ども・子育て支援事業計画」は、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画（新制度の実施主体として、全市町村で作成）



需要の調査・把握（現在の利用状況＋利用希望）
現状＋子ども・子育て支援ニーズ調査等の反映

市町村子ども・子育て支援事業計画（5か年計画）
幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、
「量の見込み」（現在の利用状況＋利用希望）、「確保方策」（確保の内容＋実施時期）を記載

計画的な整備



地域子ども・子育て支援事業
利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブ事業など法定13事業

◎支援事業計画のイメージ 2

○市町村子ども・子育て支援事業計画のポイント

→ 「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」

<量の見込み>

- ◆幼児期の学校教育・保育・地域子ども・子育て支援事業について、「現在の利用状況＋利用希望」を踏まえて記載(参酌標準)
→ 住民の利用希望の把握が前提(子ども・子育て支援法第61条第4項)

<確保の内容・実施時期>

- ◆幼児期の学校教育・保育について、施設(認定こども園、幼稚園、保育所)、地域型保育事業による確保の状況を記載
- ◆量の見込みとの差がある場合には、施設・地域型保育事業の整備が必要
- ◆地域子ども・子育て支援事業についても、確保の状況を記載。量の見込みとの差がある場合、事業整備が必要

◎支援事業計画のイメージ 3

○区域設定 → 「提供区域」(「教育・保育施設」と「各支援事業」毎に設定)

「提供区域」=地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域

○幼児期の学校教育・保育

<量の見込み>

- 教育のみ (3~5歳) <1号>
- 保育の必要性あり(3~5歳) <2号>
- 保育の必要性あり(0~2歳) <3号>

<確保の内容・実施時期>

- 施設(認定こども園、幼稚園)で確保
- 施設(認定こども園、保育所)で確保
- 施設(認定こども園、保育所)、地域型保育事業で確保

不足がある場合は整備

○地域子ども・子育て支援事業

利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなど

法定13事業

量の見込み

確保の内容
実施時期

不足がある場合は整備

※その他 努力規定

- 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
- 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携
- 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携
- 認定こども園の普及、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の推進方策に係る事項

■ 制度の主な特徴⑤：認可制度の改善

◆ 保育所、認定こども園、地域型保育事業の認可制度を改善・透明化し、保育需要の増大に機動的に対応

○ 申請内容が客観的な認可基準を満たせば、原則として認可する。

[例外]

- 供給過剰による需給調整が必要な場合
- 欠格事由に該当する場合

○ 認可基準は、国が定める省令に基づき、都道府県・市町村等が条例で定める。

[茨城県が条例で認可基準を定める施設・事業] 認定こども園、保育所

[本市が条例で認可基準を定める施設・事業] 地域型保育事業

[認可基準の内容] 従業者の資格・員数、居室の床面積、各種設備、教育・保育時間等

○ 認可に当たっては、児童福祉審議会等の意見を聴く必要あり。

- 本市においては、児童福祉審議会を設置していないため「本審議会」を想定

◎支援事業計画と認可・認定の関係

○市町村支援事業計画は、「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を踏まえ、「量の見込み」を設定し、区域内の利用定員(確保の状況)や量の見込みに不足する場合の整備目標を「確保の内容」として設定。

○県は、一定区域ごとに、需要(量の見込み)と供給(確保の内容)の状況に応じ、以下のとおり、「認定こども園」の認可・認定を行う。

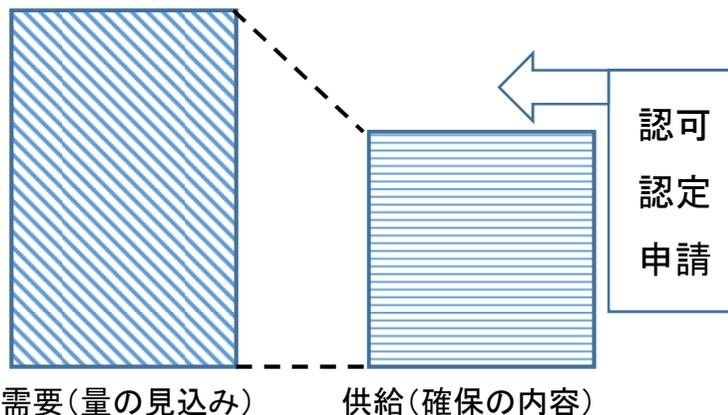
○市は、一定区域ごとに、需要(量の見込み)と供給(確保の内容)の状況に応じ、以下のとおり、「保育所」及び「地域型保育事業」の認定を行う。

需要(量の見込み) > 供給(確保の状況) → 原則認可・認定(適格性・認可基準を満たす申請者である場合)

需要(量の見込み) < 供給(確保の状況) → 認可・認定を行わないことができる(=需給調整)

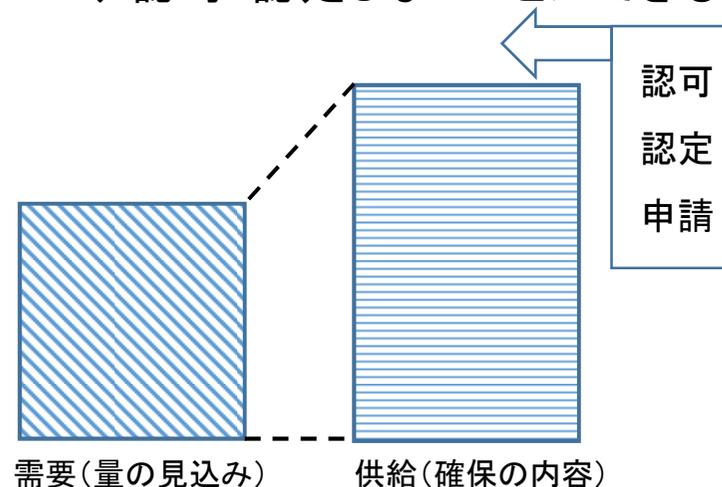
需要 > 供給

→ 原則認可・認定



需要 < 供給

→ 認可・認定しないことができる



■制度の主な特徴⑥：子ども・子育て会議の設置

◆国及び自治体に「子ども・子育て会議」を設置し、新制度に基づく子ども・子育て支援策に、子育ての当事者、子育て支援の当事者等の意見を反映

○国の子ども・子育て会議においては、基本指針、公定価格、各種基準(施設・事業の設備・運営基準、保育の必要性の認定基準等)などの重要事項について意見を聴取

○市町村においても、「地方版子ども・子育て会議」の設置が努力義務とされ、新制度による子ども・子育て施策が、地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施されることを担保する上で、重要な役割が期待されている。

※本市における「子ども・子育て審議会」の説明は、別紙「資料No.2」に記載

■財源・費用負担

◆国は、消費税率の引き上げにより、平成27年段階で、0.7兆円の追加財源(恒久財源)を確保。

[消費税率] 平成26年4月:8% → 平成27年10月:10%(予定)

○ 0.7兆円は、保育等の「量の拡充」(待機児童解消等)及び「質の改善」(職員配置・処遇改善等)に充当。

○ 質・量の充実を図るため、0.7兆円に加え、さらに0.3兆円程度の追加財源が必要であり、その確保が国の課題とされている。(子ども・子育て支援法附則に政府の努力義務。)【国と地方の負担割合】

※国において「幼児教育無償化」を検討中。文部科学省は先行して、5歳児の義務教育化・保育料の無償化する方針を表明。世帯年収360万円未満を対象に来年度から無償化の方針。更に、本制度に併せて、多子世帯の保育料の実質無償化・軽減策を講じる方針。

これらは、新制度とは別途財源を確保するとされている。

■スケジュール

- ◆平成27年4月施行予定。(10%への消費税率引き上げの時期と連動。)
- ◆施行に必要な準備(子ども・子育て審議会の設置、事業計画の策定、認可基準条例の制定、支給認定手続、認可・確認手続等)は、施行前に順次実施する必要がある。
- ◆本市の子ども・子育て支援事業計画については、「**本審議会**」の審議を経て、平成26年9月末頃までにとりまとめる必要がある。
- ◆来年度入所に係る「**保育の必要性**」の認定手続、来年度当初から事業を開始する施設・事業の認可手続、給付対象の確認手続等は、本年度中に順次着手する必要がある。